

「生活保護は権利」市ホームページに

No. 259 2021年5月20日 日本共産党札幌市議団 事務局 TEL 211-3221/fax 218-5124

札幌市は、ホームページ（HP）上で紹介してきた生活保護制度の記載を変更し、生活保護の申請は権利であり、ためらわずに相談してほしい…と呼びかける文章を追加し更新しました。

「生活保護は命綱」「申請権奪うな」の運動実りHP更新

■ コロナ禍で、市民の運動が、行政を動かす

新たに書き加えられたのは、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、お困りの場合はためらわずにご相談ください」の記述です。

市のHPには、「働くことのできる人は、精一杯働いてください」「生活費にあてることのできる預金・預貯金・生命保険・自動車・不動産・その他高価な物品などは原則として処分し、生活費にあててください」「扶養義務者からの援助は生活保護に優先します」と、生活保護の要件が列挙され、HPを見た人からは、申請そのものをためらう内容に批判が寄せられていました。



■ 申請権優すなと運動が広がる

今回、これらの記述はあるものの、「生活保護の申請は国民の権利」と初めて盛り込まれました。北海道や札幌市の社会保障協議会や生活と健康を守る会などが、各地で運動を広げ、自治体として発信するよう、粘り強く改善を求めてきたことが実ったものです。

「申請をためらわないでと（市が）発信を」（田中市議） 党市議団、運動後押し

札幌市議会では、20年9月の第3回定例会で、日本共産党の田中啓介議員が代表質問で市長に、次のようにHP上での掲載を求めています。

田中市議は、厚労省が、リーフレットの生活保護のページに、『生活保護の申請は国民の権利です』と文言を掲載していることも紹介しつつ、「本市では、総合支援資金などの貸付けを利用する市民が急増しています。今後、貸付期間が終了した後の生活の見通しが立たない場合、生活保護の申請が増加することが予想されます。市長は、困窮する市民に向けて、生活保護の申請はためらわないでほしいと明確に発信していただきたい」と質問しました。



HPに記載されたことについて、田中市議は、「生活保護は最後の命綱であり、権利として受け止めてもらうことで救われる命があります。今後も、扶養義務者がなくても利用できることがわかるよう、丁寧な周知を今後も求めていきたい」とコメントしています。

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。